

駐車場を設置するときは

～ 駐車場法等に基づく路外駐車場の届出について ～

駐車場の設置にあたっては、駐車場法等に基づく構造基準への適合や、**市長** への届出が必要となる場合があります。（変更する場合も同様）

設置する駐車場は、**一般公共の用に供するもの**※であり、自動車（自動二輪車も含む）の駐車スペースの合計面積が**500㎡以上**ですか？

※一般公共の用に供するもの
…不特定多数が利用できるもの
(月極、従業員用駐車場など
専用に使われるものは除く)

はい

いいえ

駐車料金を徴収しますか？

届出は不要です

はい

いいえ

届出は不要ですが、駐車場法施行令に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

都市計画課にご相談ください

設置場所は都市計画区域内ですか？

はい

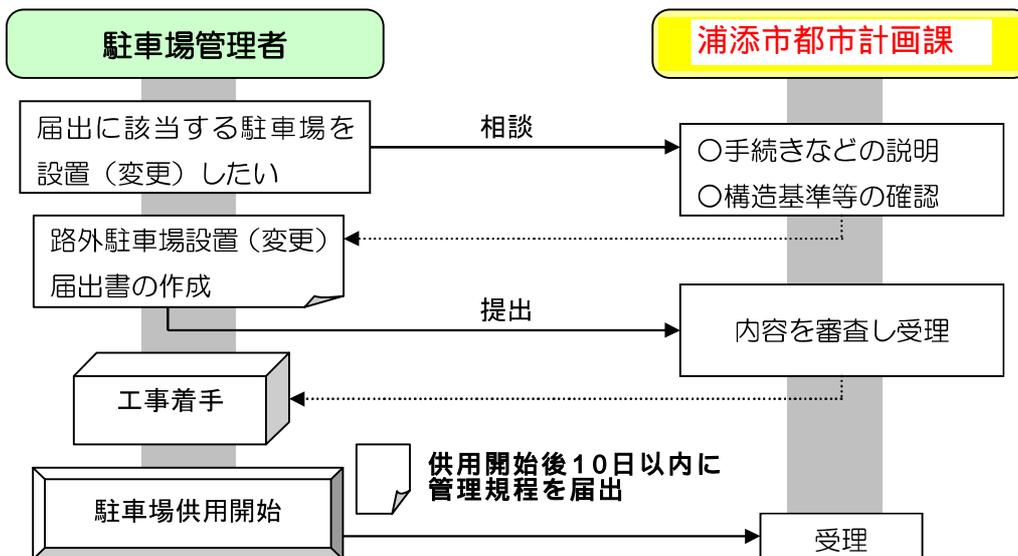
いいえ

- バリアフリー新法第 12 条に基づき、特定路外駐車場*の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施行令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。

- 駐車場法第 12 条に基づき、**工事着手前**に、路外駐車場設置届出を行う必要があります。
- バリアフリー新法第 12 条に基づき、特定路外駐車場*の設置届出を行う必要があります。
- 駐車場法施行令及びバリアフリー新法に定められた**構造基準に適合**させる必要があります。
- 駐車場法第 13 条に基づき、**供用開始後 10 日以内**に管理規定の届出を行なう必要があります。

【*特定路外駐車場】道路の付属物や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場

◆駐車場法に基づく届出の必要な路外駐車場を設置するときの手続きの流れ



沖縄県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させる必要があります。
自動二輪車駐車場についても、設置検討して頂くようお願いします。

【参 考】 一 届出の対象になる駐車場について 一

届出の対象になる駐車場

下記の2つの要件に該当する駐車場は、『路外駐車場』として駐車場法第11条の「構造及び設備の基準」※1に適合しなければなりません。

(1) 一般公共の用に供する駐車場

不特定多数の人が利用できる駐車場のことです。いわゆる「時間貸し駐車場」だけではなく、商業施設や病院等の駐車場も該当します。

月極駐車場や従業員専用駐車場などの利用者が限定されている駐車場は対象となりません。

一般公共の用に供されるものとは、不特定多数の者の直接の利用に供することを目的として設置されたものと解されます。

例えば、ショッピングセンターやスーパーマーケット及び病院等の駐車場であっても、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定される場合（専用の駐車場と解する。）以外は、「一般公共の用に供する」と解されます。

厳密に、専用駐車場と判断される場合とは、駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば、駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当します。

(2) 一般公共の用に供する駐車面積（駐車マス）の合計が500㎡以上の駐車場

駐車マス（四輪車・自動二輪車）の面積で、車路や管理室等の面積は含みません。

※1 構造及び設備の基準（駐車場法施行令第6～15条、建築基準法ほか関係法令）

- 自動車の出入口の設置場所及び構造等
- 車路の幅等
- 換気、照明、警報装置等